

ロシア連邦

連邦法

連邦法「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への
対応（対抗）措置について」の変更について

国家会議採択 2022年4月20日

連邦会議承認 2022年4月26日

第1条

2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」（ロシア連邦法令集 2018年 第24号 掲載番号3394）に以下の内容の第4条の1を追加する変更を加える：

「第4条の1 外国国家当局機関からの照会に対する金融機関の対応における特異事項

1. 金融機関に対して、外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された顧客および顧客が行うオペレーション、顧客代理人、受益者および実質的所有者についての情報を当該機関に提供することを禁止する。ただし、本連邦法および2014年6月28日付連邦法第173-FZ号「外国の市民および法人との金融オペレーションの実施における特異事項について、ロシア連邦行政法違反法典の変更およびロシア連邦の特定の法令の失効認定について」が定める場合はこのかぎりではない。

2. 金融機関は、ロシア連邦の法が本条第1項に掲げる情報の提供の禁止を定めている旨を外国国家の当局機関（司法機関を含む）に通告することができる。

3. 金融機関は、外国国家の当局機関（司法機関を含む）から本条第1項に掲げる情報の提供を求める照会を受領した場合、当該照会の受領の日から3労働日以内に、当該照会を受領した事実につきロシア連邦中央銀行に通告を行うものとし、ロシア連邦中央銀行は金融機関から受領した情報をロシア連邦大統領が定める連邦行政機関（以下、「管轄機関」）に送付する。

4. 本条第1項に掲げる照会の受領についての金融機関からロシア連邦中央銀行への通告は、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行公式サイトにおけるパーソナルアカウントを用いてこれを行う。

5. 本条第3項にしたがったロシア連邦中央銀行による金融機関から受領した情報の管轄機関への送付、ならびに本条第6項に掲げる情報の管轄機関によるロシア連邦中央銀行への送付は、ロシア連邦中央銀行が管轄機関との間で締結する別個の協定にもとづいてこれを行う。

6. 金融機関が外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することが

可能である旨の情報は、管轄機関がロシア連邦中央銀行に対してこれを送付する。

7. ロシア連邦中央銀行は、本条第6項にもとづいて受領した情報を、当該情報の受領の日から3労働日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行公式サイトにおけるパーソナルアカウントを通じて、本条第3項にもとづく情報の提示を行った金融機関に通告する。

8. 外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することが可能である旨の情報を受け取った場合、金融機関は当該の当局機関に当該の情報を提供することができる。

9. 本条第7項が定める情報を受領した場合、金融機関が外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することは、銀行機密および個人情報に関するロシア連邦の法への違反にはあたらない。

10. 本条の要求事項に違反した金融機関に対しては、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」が定める措置を適用する。

11. 本条の要求事項に違反した金融機関の職員に対しては、連邦法の定める措置を適用する。」。

第2条

本連邦法はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年5月1日

第125-FZ号